

令和7年7月5日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
加 納 康 至  
(公印省略)

「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

公表制度において事業者が報告しなければならない書類として事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等。以下「財務諸表等」という。）が追加されたことは、本会より令和6年10月28日付にてお知らせしたところです。

本通知は、介護サービス情報公表システムにおいて、財務諸表等の報告および確認の円滑化等のために、調査票の一部が改正され、厚生労働省から通知が出されたことをお知らせするものです。

主な改正内容として、運営情報調査票（別添2）において、財務諸表等の有無を記入する欄を追加するとともに、財務諸表等の内容が確認できるウェブページのURLを記載することによる公表が認められました。また、基本情報調査票（別添1）、運営情報調査票（別添2）および有料老人ホーム調査票（別添7）において、介護報酬の加算状況欄等の加除や文言修正が行われております。

なお、日本医師会通知文のうち、厚生労働省通知文はデータ量が大きいため、添付しておりません。詳細は下記サイトをご参照ください。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol.1398

「介護サービス情報の公表」制度の施行について」一部改正について（通知）

(令7.6.30 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)

(通知文) <https://www.mhlw.go.jp/content/001510952.pdf>

(別添1～7) <https://www.mhlw.go.jp/content/001510958.zip>

※別添（厚生労働省サイト）のデータは圧縮ファイルです。

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田・松岡)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737